

広島県救急救命士養成所指導要領

1 一般的事項

- (1) 救急救命士学校養成所（以下「養成所」という。）の設置者は、法人であること。
- (2) 養成所の敷地、校舎の位置及び環境は、教育上適切であること。

2 学生に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- (3) 入学の選考は、適正に行うこと。
- (4) 学生の出欠状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば、欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めないこと。
- (5) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する諸記録が確実に保存されていること。
- (6) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

3 教員に関する事項

- (1) 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- (2) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適正な数の実習指導員又は実習助手を配置すること。
- (3) 専任教員の一人1週間当たりの担当授業時間数は、過重にならないよう15時間を標準とすること。
- (4) 各科目を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち3人以上（救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第2号及び第4号の学校又は養成所にあつては2人以上）は、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員であること。ただし、医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては2人とすることができること。
- (5) 専任教員のうち、少なくとも1人は救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士であること。

4 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表第1、別表第2及び別表第3に定める各教育内容は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。臨地実習にはシミュレーション、臨床実習及び救急用自動車同乗実習を含むこと。
- (2) 授業の方法は、対面授業によるものとすること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業時間数を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

- (4) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。
- (5) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1、別表第2及び別表第3の備考2に定める大学、高等専門学校、養成所等に在学していた者に係る単位については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

- (6) 合併授業又は合同授業は原則として行わないこと。

5 施設設備に関する事項

- (1) 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有することとし、各学級の専用教室の広さは、学生の定員1人当たり1.65㎡以上であること。
- (2) 臨地実習用として、次のものを有すること。
 - (ア) 臨地実習室
 - (イ) 患者輸送用自動車
 - (ウ) ロッカールーム又は更衣室
- (3) 実習室の広さは、1学級定員の1人当たり3.31㎡以上とし、かつ、適正に実習を行うことができる設備機能を有すること。
- (4) 患者輸送用自動車は患者搬送及び救急救命処置の臨地実習が適正に行うことができるような設備機能を有すること。
- (5) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。
- (6) 図書室に有すべき教育上必要な専門図書は1,000冊（ただし、救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第2号又は第4号の養成所にあつては500冊）以上、学術雑誌（外国雑誌を含む。）は20種類以上を備えていること。

6 臨床実習に関する事項

- (1) 指定規則第4条第1項第10号の実習指導者は、医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士とすること。
- (2) 臨床実習施設における実習指導者の数は、学生10人当たり1人以上とすること。
- (3) 臨床実習施設には別表3に掲げる機械器具を備えていること。
- (4) 救急用自動車同乗実習にあつては、次の点に留意すること。
 - ① 実習前
 - ア 実習プログラムについての検討を行うこと
 - イ 受入医療機関における実習担当管理責任者等を選任していること
 - ウ 受入医療機関との実習受入契約等を行うこと
 - ② 実習中
 - ア 実習中に事故等が生じた場合の体制を整えること
 - イ 実習中における実習生と養成所との連絡体制を整えること

ウ 実習を中止せざるを得ない場合の取扱いを整えること

③ 実習後

ア 実習生の評価体制を整えること

イ 実習プログラムの評価体制を整えること

7 広告及び学生の募集に関する事項

(1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請者の責任において開始することができる。また、その際には、指定申請中（設置計画）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為は、指定申請書が受理された後、申請者の責任において開始することができる。また、その際には、指定申請中であることを明示すること。学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

8 その他

(1) 入学金、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。

(2) 指定規則第5条の報告は、確実にかつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

附 則

1 この要領は、平成28年8月19日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に養成所設置計画書等を広島県知事へ提出している場合は、なお従前の例による。

3 この要領は、平成30年11月12日から施行する。